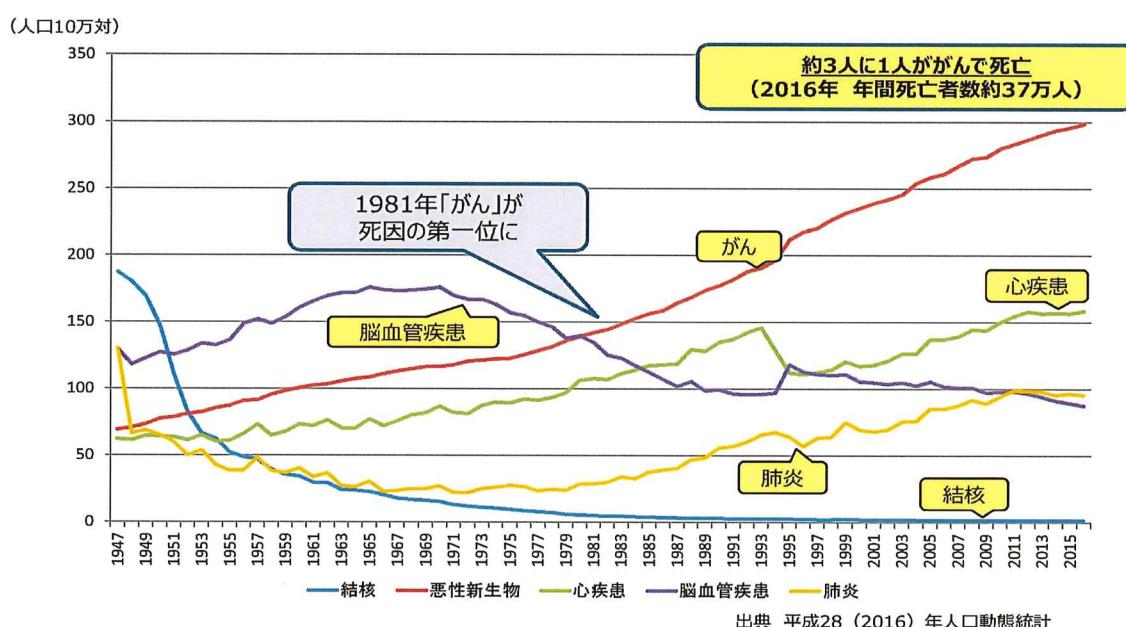


がん教育の実施について

公益社団法人福岡県医師会

Fukuoka medical association 1

我が国における粗死亡率の推移（主な死因別）



Fukuoka medical association

2

がん対策基本法

第5節 がんに関する教育の推進

(第23条)

国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるように、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

- ①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防	2. がん医療の充実	3. がんとの共生
(1)がんの1次予防 (2)がんの早期発見、がん検診 (2次予防)	(1)がんゲノム医療 (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法 (3)チーム医療 (4)がんのリハビリテーション (5)支持療法 (6)希少がん、難治性がん （それぞれのがんの特性に応じた対策） (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん （※）Adolescent and Young Adult: 息春期と若年成人 (8)病理診断 (9)がん登録 (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組	(1)がんと診断された時からの緩和ケア (2)相談支援、情報提供 (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援 (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題 (5)ライフステージに応じたがん対策
4. これらを支える基盤の整備		
(1)がん研究 (2)人材育成 (3)がん教育、普及啓発		

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 都道府県による計画の策定
3. がん患者を含めた国民の努力
4. 患者団体等との協力
5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6. 目標の達成状況の把握
7. 基本計画の見直し

第三期がん対策推進基本計画(抄)

(3)がん教育・がんに関する知識の普及啓発

(現状・課題)

法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする」とされている。

健康については、子供のころから教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切である。これらをより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要である。

国は、平成26(2014)年度より「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。

しかし、地域によっては、外部講師の活用が不十分であること、教員のがんに関する知識が必ずしも十分でないこと及び外部講師が学校において指導する際の留意点等を十分認識できていないことについて指摘がある。

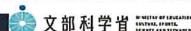
(取り組むべき施策)

国は、学校におけるがん教育について、全国での実施状況を把握する。教員には、がんについての理解を促すため、外部講師には、学校でがん教育を実施する上での留意点や指導方法を周知するため、教員や外部講師を対象とした研修会等を実施する。

都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、医師会や患者団体等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、国は必要な支援を行う。

【個別目標】

国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。



初等中等教育局健康教育・食育課

Fukuoka medical association



5

がん教育の定義

がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。

* 学校におけるがん教育の在り方について(報告)H27.3

Fukuoka medical association



6

がん教育の目標

①がんについて正しく理解することができるようとする

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心をもち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を育成する。また、がんを通じて様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する。

②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようとする

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。

○がん教育に関する政府と文部科学省のスケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度			
政府	がん対策基本法（平成28年12月16日改正）※新たにがん教育について記載 第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるように、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。								
文部科学省	第三期がん対策推進基本計画【平成29年度～平成34年度までの6年間】 （平成29年10月24日閣議決定） 【個別目標】 国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。								
	がん教育に関する全国調査 【委託事業】 ・教育委員会等によるがん教育教材の作成 ・専門医等の講師派遣 ・教職員用研修会の開催など	◆新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発 ◆地域の実情に応じたがん教育の実施 ＜取組例＞ ○新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じたがん教育の取組を支援。 ・がん教育総合支援事業の実施【委託事業】 ○新学習指導要領を踏まえた教員や外部講師の質の向上。 ・教員、外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施 ○先進事例の全国への普及・啓発。 ・先進事例の紹介等を行うシンポジウムの開催	先行実施	全面実施（平成32年度～）	先行実施	全面実施（平成33年度～）	周知・徹底	先行実施	年次進行で実施（平成34年度～）

医師やがん経験者等を外部講師として活用し、
がん教育のさらなる充実を図る

がん教育の進め方の基本方針

- ① 講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する。
- ② 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う。
- ③ 発達段階を踏まえた指導行う。

- ①講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する。

地域や学校の実情に応じて、学校医、がん専門医（がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン、がん診療連携拠点病院の活用を考慮）、がん患者、がん経験者など、
それぞれの専門性が十分生かせるような指導の工夫を行い、教員と十分な連携のもと
外部講師を活用したがん教育を実施する。

② 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う。

保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行うことが大切である。学級担任や教科担任、保健主事などが中心となって健康教育の一環として企画するものであり、必要に応じ、養護教諭とも連携する。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

③ 発達段階を踏まえた指導行う。

小学校では、主としてがんを通じて健康と命の大切さを育むことを主なねらいとする。中学校、高等学校では主として、科学的根拠に基づいた理解をすることを主なねらいとする。その際、保健体育でがんを含む疾病の予防が位置付いている中学校3年生や高等学校1年生の指導後に外部講師を活用したがん教育を行うなどの工夫を行う。なお、効果的な指導を行うためには、学校保健計画に位置付けるなどして計画的に実施することが望ましい。

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY

がん教育
がん教育推進のための教材
がん教育推進のための教材 | 指導者資料

がん教育
学校におけるがん教育の在り方について(報告)
外部講師を用いたがん教育ガイドライン
平成28年度がんの教育詮言実施事業概要報告書
がんの教育連合支事業におけるモデル校の取組

お問い合わせ先
初等中等教育局健康教育・体育課
(初等中等教育局健康教育・体育課)

—発行:平成28年4月—
文部・科学省・お知らせ・政策・審議会・白書・統計・出版物・申請・手続課・文部科学省
事業見方・お問い合わせ・ファイル一覧・リンク・著作権について・アセスメント
文部科学省 TEL 100-9959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話番号:03-6233-4111
Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

がん教育推進のための教材
平成28年4月
文部科学省

学校におけるがん教育の在り方について
報告
平成28年4月
文部科学省

外部講師を用いた
がん教育ガイドライン
平成28年4月
文部科学省

福岡県がん教育推進事業

①目的

学校における健康教育は、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することが重要である。

新学習指導要領に対応したがん教育の取組を推進するとともに、各学校でのがん教育の充実を図る。

②期間

平成30年度～32年度（予定）

③内容

- ・がん教育推進委員会の設置

- ・教師用指導資料の作成

- ・外部講師派遣事業**

→講演会や職員研修等の講師として、外部講師（医療従事者・がん経験者等）
を県立学校へ派遣する。医師については、福岡県医師会より推薦を行う。

小学生向け



中高生向け



15

福岡県医師会 FUKUOKA PREFECTURE MEDICAL ASSOCIATION

◆ 緊急情報 ◆ 平成30年度介護報酬改定について
平成30年度医療報酬改定について

最新情報

- 2019/2/29 ■厚生労働省規制改定(令和の令)を掲載しました
- 2019/2/5 ■平成30年度医療報酬改定に関する緊急マーケット調査について
- 2019/2/4 ■地域医療支援病院に関する緊急マーケット調査について
- 2019/2/1 ■「福岡県医師会会員登録者向けAI知識学習問題」のご案内

◆ 県民の皆様へ ◆ 医師・医療関係の皆様へ

とびうめネット

ふくおかで、安心な毎日を過ごすために。

過去の記事はこちら

福岡県医師連盟

がんがわが家にやってきた! どう生きるか?

medical association

16